

制定 令和2年2月21日

施行 令和2年4月1日

求める教員像及び教員組織編成方針

本学は、赤十字の基本理念「人道」を建学の精神として、理念・目的・目標の実現をめざし、また、教育・研究の充実、社会貢献を果たすため、求める教員像及び教員組織の編成方針を以下のとおり定め、学生の教育を行うとともに教員の質の向上に努める。

1. 求める教員像

- (1) 赤十字の理念に対する深い理解と共感を有する人
- (2) 看護学もしくは関連領域に関する教育実践の能力と相応の実績を有する人
- (3) 看護学もしくは関連領域に関する研究開発の能力と相応の実績を有する人
- (4) 良好な対人関係を構築するコミュニケーション能力を有する人
- (5) 大学の管理運営に参画し貢献する意思と相応の実績を有する人
- (6) 学術団体、職能団体、地域社会等に貢献する意思と相応の実績を有する人
- (7) 看護学教員においては、自律的に看護を実践できる能力を有する人

2. 教員組織編成方針

- (1) 大学は事業計画に基づき、人事配置を計画する。
- (2) 教員の任用・昇任は、日本赤十字学園の定める「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」に基づき、人格、教育研究業績、社会活動等に関して、公正かつ厳正な審査及び手続によって行う。
- (3) 教育課程に相応しい学部・研究科の各領域の専任教員からなる教員組織を編成する。教員は学部・研究科双方の教育に携わることを原則とする。
- (4) 教育課程を運営するために、適切な領域・分野を配置する。
- (5) 教員の数は、関係法令の基準を満たすことはもとより、教育特性に見合った人数を配置し、適切な年齢構成及び職位バランスを考慮する。
- (6) 教員の配置には、教員の教育・研究の専門性を考慮するとともに、適切な役割分担と連携体制を確保し、組織的な教育を行う教員組織を編成する。
- (7) 各領域代表者は領域内を統括し、教育・研究の質の向上を図るとともに、他領域と連携して調整する。